

## 吉川市教育大綱（素案）について

### 1. 教育大綱の概要について

- ・大綱策定時は総合教育会議において協議する。（法第1条の3第2項）
- ・大綱は公表しなければならない。（法第1条の3第3項）
- ・大綱は、目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。（※1）
- ・大綱は、国の教育振興基本計画の基本的な方針（第1部、第2部の成果目標）を参酌（※2）して定める。
- ・大綱が対象とする期間は、4～5年程度。（市長の任期4年、国の計画5年）

※1 吉川市は、教育委員会の計画として総合振興計画に即した「吉川市教育行政重点施策」を作成している。

※2 「参酌」とは参考にするという意味であり、地域の実情に応じて大綱を策定する。

### 2. 第1回から第4回までに出されたキーワード等

- （第1回）「知育・徳育・体育」、「家庭・地域」、「文化の創造と伝承」、「個人」
- （第2回）「郷土愛」、「郷土」
- （第3回）「志」、「立志」、「主体性」、「使命感」、「知育・体育・徳育の中にある“志育（しいく）”」、「人生経営の社長」
- （第4回）「出来ないことよりも出来ることを考える」、「チャレンジし続ける」、「夢を諦めない」、「挑戦する」、「自らの力で切り開く」、「ピンチはチャンス」、「プラスに変えていく思考力」

### 3. 吉川市教育大綱について

- ・一言（一文）で市の教育方針が分かる（当市の教育方針が分かりやすく伝わる）大綱とする。
- ・子どもから大人まで、幅広い世代に伝える大綱とする（分かりやすい構成とする）。

## 4. 吉川市教育大綱のイメージ

①共通イメージ：ふりがなを振る。

②表面イメージ：大綱名、キーワードを使用したメッセージ、メッセージ解説

③裏面イメージ：吉川市総合振興計画の教育文化部門の記載。

※ 教育大綱の年度設定について

明確な決まりはないが、総合振興計画の更新時期に合わせた年度設定になっている教育大綱が多い。(埼玉県調べより)

## 【表面イメージ】

吉川市教育大綱 (平成●●年度～平成●●年度)			
～吉川がめざす教育～			
『●●●●●●●●……』			
上記メッセージの解説			

## 【裏面イメージ】

●吉川市総合振興計画(教育文化部門)			
～生きがい・学び・伸びゆくまちづくり			
1. 生涯学習による人づくり・まちづくり			
2. 豊かな人間性を培う学校教育の充実			
3. 青少年健全……			
4. ……			
5. ……			
6. ……			